

直接請求をされる 医療機関のみなさまへ

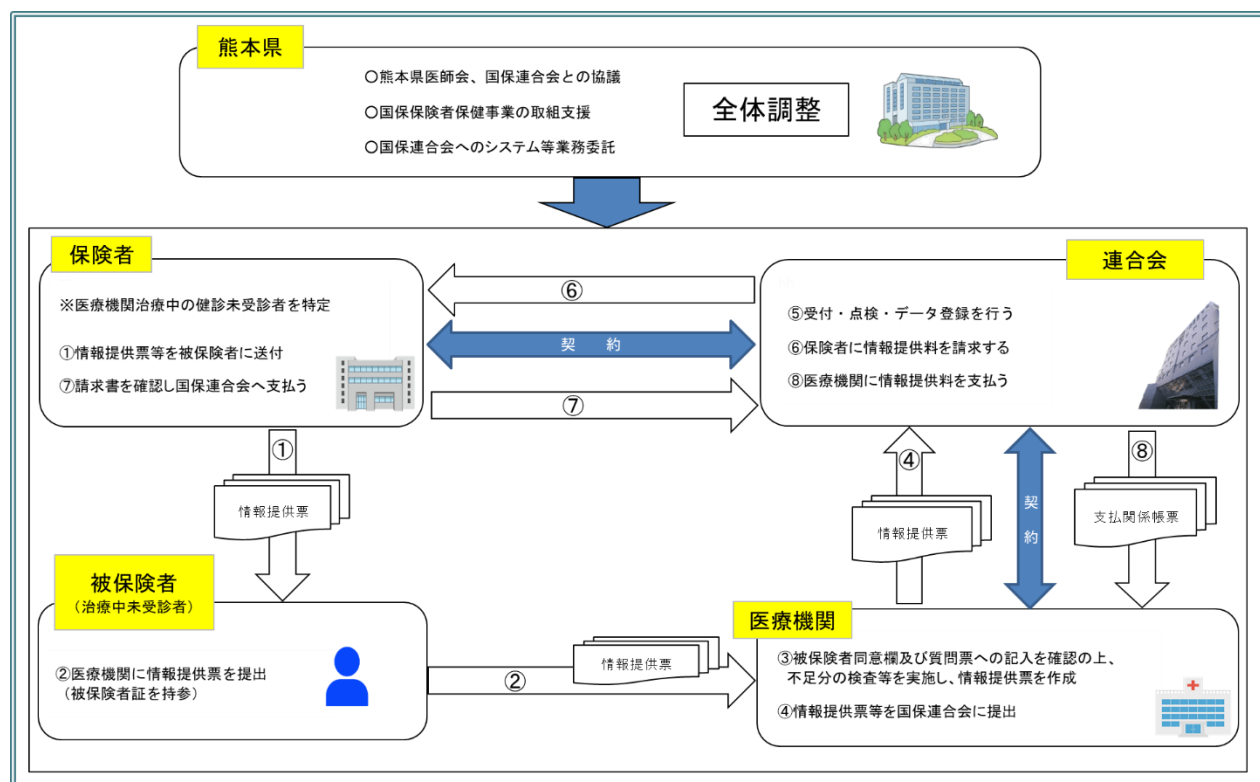
特定健診情報提供事業（みなし健診）のご案内

●みなし健診について

この事業は、医療機関に通院中で特定健診と同等の検査結果を本人の同意を得て、国保保険者へ情報提供することで、特定健診を受診したとみなされ、特定健診受診率向上につながります。

特定健診の結果は被保険者の健康状態を把握し、必要な方へ保健指導の実施や各国保保険者の保健事業等に活用でき、生活習慣の改善及び重症化予防につながることを期待できます。

●事業概要図



●情報提供料について

情報提供票の作成、提出にあたり情報提供料等が国保保険者から国保連合会を通じて医療機関へ支払われます。

情報提供料：2,750円（消費税及び地方消費税を含む）
追加検査料：850円（消費税及び地方消費税を含む）

情報提供事業に関する患者の費用負担はありません。

●対象者

国民健康保険に加入している40歳～74歳の方で
今年度、特定健診を受けていない方または受ける予定がない方

●受診～提出のまでの流れ

- (1) 患者様ご本人が情報提供票と被保険者証を持参の上、医療機関へ受診されます。
受付時に情報提供票【保険者記入欄】と被保険者証の情報を確認してください。
- (2) 医療機関で実施された3か月以内の検査結果等を【医療機関記入欄】に記載していた
だき、健診結果等がそろった時点で医師の判断および判断日を記載してください。
- (3) 各項目の記入漏れがないことを確認後、当月作成分の情報提供票を国保連合会に提出
してください。
- (4) 情報提供料が国保保険者から国保連合会を通じて医療機関に支払われますので、ご確
認ください。

●情報提供票の提出について

- ・ 情報提供票の様式は県内統一の様式です。※請求は紙のみ
- ・ 提出先：熊本県国保連合会
- ・ 提出物：特定健康診査情報提供票、送付書
- ・ 受 付：毎月5日（土曜日、日曜日及び国民の祝日の場合は翌営業日）
- ・ 支 払：受付翌月末

●留意事項

- ・【本人記入欄】が記載されているかご確認をお願いします。なお、本人の記入が難しい場合
は代筆可です。※記載がない場合、返戻となりますのでご注意ください。
- ・ 情報提供票と被保険者証の記載が異なった場合は、【保険者記入欄】に記載された国保保
険者にご確認をお願いします。
- ・ <基本項目>について
 - (1) ヘモグロビン A1c については（空腹時血糖の検査結果がある場合も）可能な限り提
供をお願いします。
 - (2) 不足の項目がある場合、追加で検査を行い記載をお願いします。
※不足項目が多い場合には特定健診の受診を勧めてください。
- ・ <任意項目>について、可能な限り提供をお願いします。

医療機関を受診している方も特定健康診査の対象者です。
患者様に向けた特定健診受診勧奨にご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】

熊本県国民健康保険団体連合会 保健事業支援課 保険者事業支援係
TEL: 096-365-0976

又は

〇〇〇〇国民健康保険課 〇〇係 TEL: 096-〇〇〇-〇〇〇